

防府市立防府図書館資料収集要綱

平成22年3月25日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市立防府図書館（以下「図書館」という。）における図書館資料の収集に関し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において「図書館資料」とは、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第1号に掲げる、図書館が管理下に置くことのできる全ての著作物をいい、インターネット上の電子書籍及び随時変化し続ける電子情報（著作物）を含まない。

(資料収集の基本方針)

第3条 図書館は、図書館法に示す公立図書館の任務並びに様々な利用者の資料要求及び社会的動向に鑑み、本市の生涯学習の中核教育施設、また市民の知る自由を保障する機関として、広く市民の営む諸活動（日常生活、政治、経済、生産、教育、文化、思想、宗教、教養、趣味、娯楽、調査、研究、その他）に資する資料及び本市の特性に関する各種資料を収集するものとする。

2 前項の資料の収集に当たっては、図書館の自由に関する宣言（社団法人日本図書館協会1979年総会決議）に基づき、図書館は資料収集の自由を有する。

3 図書館は全体の蔵書構成に留意しながら、体系的な資料の充実を図る。

4 資料の収集に係ることは、購入、寄贈を問わず、全てこの要綱に定める基準を適用する。

(収集資料の種類)

第4条 図書館は、図書館法第3条第1号に基づき、古今東西の全ての出版物を対象にして、次に掲げる種類の資料を収集する。

(1) 図書（書籍）

ア 一般図書

イ 参考図書

- ウ 児童図書
- エ 地域資料(郷土資料)
- オ 官公庁出版物
- カ 洋書等海外資料

(2) 視聴覚資料

- ア CD
- イ カセットテープ
- ウ DVD
- エ ビデオテープ
- オ LD
- カ CD-ROM等の電磁的資料

(3) 障害者用資料

- ア 点字資料
- イ 録音図書
- ウ 大活字本
- エ 触る絵本、布絵本
- オ 字幕入りDVD
- カ 字幕入りビデオテープ
- キ 字幕入りLD
- ク 字幕入りCD-ROM等の電磁的資料

(4) 逐次刊行物

- ア 新聞
- イ 雑誌
- ウ 法規・判例等の追録

(5) その他の資料

- ア パンフレット、リーフレット等
- イ 写本、古文書、近現代文書等
- ウ 絵画、写真、軸物、その他

(資料収集上の留意点)

第5条 資料の収集に当たっては、図書館の自由に関する宣言(社団

法人日本図書館協会 1979年総会決議)に基づき、次のことに留意する。

- (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
- (4) 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制したりはしない。
- (5) 図書館の収集した資料がどのような思想や主張を持っていても、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない。

(資料の種類別選択基準)

第6条 資料の種類別選択基準は、次のとおりとする。

(1) 図書(書籍)

ア 一般図書は、日本十進分類の全分野にわたり、幅広く収集する。広く市民の諸活動における実務・実用、知識・教養、趣味・娯楽等に資する基本的、一般的資料を収集するものとし、単行本のみならず、文庫本も収集する。また、必要に応じて、随時、専門的な資料及び版本等を収集する。漫画本は、漫画をテーマの説明手段として用いているもの、評価の定着した文学性・芸術性の高いもの、表現手段としての漫画の特性を十分に生かしているものなどを、必要に応じて随時収集する。

イ 参考図書は、日本十進分類の全分野にわたり、幅広く収集する。広く市民の調査・研究、知識・教養等に資する事典、辞書、年鑑、統計、白書、図鑑、名鑑、目録、書誌、図録、地図、その他の資料を収集するものとする。

ウ 児童図書は、日本十進分類の全分野にわたり、幅広く収集する。児童が読書の楽しみを発見し、読書習慣を身に付け、豊かな心を育むことができるよう、また調べ学習等にも対応でき、

知識や教養を培うことができるよう、絵本、紙芝居、物語、読み物、事典、辞書、図鑑、年鑑、統計、地図、その他の資料を収集するものとする。大型絵本、大型紙芝居も収集する。おおむね、中学・高校生程度の年代層を対象とする資料は、ヤング図書として、各分野にわたり幅広く収集する。漫画本は、漫画をテーマの説明手段として用いているもの、評価の定着した文学性・芸術性の高いもの、表現手段としての漫画の特性を十分に生かしているものなどを、必要に応じて随時収集する。

エ 防府市、山口県及び県内市町関連の、郷土及び郷土の人物に係る資料、郷土関係者の著作物、郷土行政資料等の地域資料(郷土資料)は、日本十進分類の全分野にわたり、幅広く収集する。地域資料(郷土資料)は、発行情報等に留意し、出来うる限り全ての資料を収集するものとする。

オ 国及び全国の地方公共団体、その他の公的機関が発行する官公庁出版物は、県内関係のものは出来うる限り全て、その他は、主要なもの、必要度の高いものを中心に収集する。また、姉妹都市の広島県安芸高田市に関する資料の収集に努める。

カ 洋書等の海外資料は、必要に応じて随時収集する。また、姉妹都市の韓国春川市・米国モンロー市に係る海外資料の収集に努める。

(2) 視聴覚資料

ア 広く市民の諸活動における実務・実用、知識・教養、趣味・娯楽、調査・研究等に資するため、朗読、音楽、話芸、講演、自然音、その他の音声を収録したCD、カセットテープを収集するとともに、映画、舞台劇、演芸、コンサート、講演、教材、広報、その他の映像及び音声を収録したDVD、ビデオテープ、LD、またCD-ROM等の電磁的資料を収集する。

イ 防府市、山口県及び県内市町関連の、郷土及び郷土関係の人物に関する視聴覚資料、郷土行政関係の視聴覚資料は、全分野にわたり幅広く収集する。郷土関係視聴覚資料は、発行情報等

に留意し、出来る限り全ての資料を収集する。

(3) 障害者用資料

ア 視覚障害者等の利用に供するため、点字資料、録音図書、大活字本、触る絵本、布絵本等を収集する。

イ 聴覚障害者等の利用に供するため、字幕入りのDVD、ビデオテープ、LD、またCD-ROM等の電磁的資料を収集する。

(4) 逐次刊行物

ア 新聞は、国内発行の主要な全国紙、必要なブロック紙、県紙、及び防府市内発行の全ての地方紙を、児童向けのものも含めて収集する。業界紙、専門紙、団体等の機関紙、国外発行の新聞等は、必要度、利用度に応じて収集する。

イ 雑誌は、広く市民の諸活動における実務・実用、知識・教養、趣味・娯楽、調査・研究等に資するため、国内発行の各分野における一般的、代表的な資料を中心に、児童向けのものも含めて幅広く収集する。専門性の高い雑誌、国外発行の雑誌等は、必要度、利用度に応じて収集する。郷土関係雑誌は、発行情報等に留意し、出来る限り全ての資料を収集する。

ウ 法規・判例等の追録は、随時収集する。

(5) その他の資料

ア パンフレット、リーフレット等の資料は、郷土関係資料を中心に、必要に応じて随時収集する。

イ 写本、古文書、近現代文書等の資料は、郷土関係資料を中心に、必要に応じて随時収集する。

ウ 絵画、写真、軸物、その他の資料は、郷土関係資料を中心に、必要に応じて随時収集する。

(資料収集の点数)

第7条 収集する資料は、原則として各1冊(点)とする。ただし、次に掲げるものは、複数冊(点)を備えることができる。

(1) 利用頻度の高い資料

(2) 館外奉仕活動(地域文庫・貸出文庫等)にも使用することが望

ましい資料

(3) 館外貸出用、館内閲覧用、保存用をそれぞれ確保することが
必要な地域資料(郷土資料)

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。